

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 ー 保有なし。
 - ・満期保有目的の債券等ー償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるものー決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品ー定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金ー退職給付引当資産、退職給付引当金ともに掛金累計額で計上する。
 - ・賞与引当金 ー 該当なし。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等、退職共済制度への加入
群馬県社会福祉協議会等の実施する退職共済制度への加入

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第一様式、第2号第一様式、第3号第一様式）
 - (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第四様式、第2号第四様式、第3号第四様式）
 - (3) 収益事業における拠点区分別内訳表
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
 - (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - あゆみの里
 - ア 法人本部
 - イ 特別養護老人ホームあゆみの里（従来型）
 - ウ ショートステイあゆみの里
 - エ デイサービスセンターあゆみの里
 - オ 居宅介護支援事業所あゆみの里
 - カ 地域包括支援プラチあゆみの里
 - キ 地域密着型特別養護老人ホームあゆみの里（ユニット型）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	165,785,200			165,785,200
建物	329,964,532		22,619,995	307,344,537
合計	495,749,732		22,619,995	473,129,737

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却費等による国庫補助金等特別積立金取崩し予定額（年度末） 12,393,806円

計算書類に対する注記

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産はありません。

土地	円
建物	円
計	円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	165,785,200		165,785,200
建物（基本財産）	981,031,832	673,687,295	307,344,537
建物（以下、その他の固定資産・有形固定資産）	1,899,702	1,768,532	131,170
構築物	13,459,251	12,038,497	1,420,754
機械及び装置	408,450	408,448	2
車輛運搬具	28,612,985	23,493,745	5,119,240
器具及び備品	83,086,888	59,965,664	23,121,224
権利	1,911,410	1,383,480	527,930
ソフトウェア	2,304,975	1,868,165	436,810
無形リース資産	6,877,200	3,782,460	3,094,740
合計	1,285,377,893	778,396,286	506,981,607

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）－ 該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益－ 保有なし

12. 関連当事者との取引の内容－ 取引なし

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし